



春は勧誘が増加します

電話勧誘販売にご注意ください！

電話勧誘販売とは

事業者が消費者の自宅に電話をかけたり、かけさせたりしその電話で商品やサービス等の勧誘をして申し込みを受ける販売方法です



突然の勧誘でよく考える時間を与えられずに契約し、後日、トラブルとなるケースがあります。

事例①

- 火災保険を使えば無料で住宅修理ができます。
⇒保険適応外の修理も追加された。契約を辞める時は高額な違約金がかかった

事例②

- 不用品はありませんか？取りにいきます。
⇒高額な回収費用を請求されたり、売る気のないものまで買い取られた。

事例③おわたs

- 今よりも電話料金が安くなります。
⇒大手電話会社と思っていたが代理店で、料金は安くならなかった。

※電話では優しい口調でも、訪問時は強硬な態度で契約を迫られることも（別の人訪問する）

<被害防止のポイント>

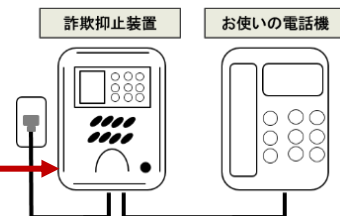
無料やうまい話には裏があります。きっぱり断りましょう！



振り込め詐欺抑止装置が効果的

悪質な業者は会話内容の録音を嫌がります

無料貸出中
(町民生活係)



「この契約大丈夫？」「これって怪しい？」など不安な時は相談してください！



当別町消費生活相談窓口 ☎ 0133-23-3209

当別町役場1F(平日午前8時45分～午後5時15分)

▲過去の見守り情報